

令和５年度「京都で学ぶ留学生の受入環境支援・体験交流促進事業」運営業務仕様書

1 件名

令和５年度「京都で学ぶ留学生の受入環境支援・体験交流促進事業」運営業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

3 委託金額の上限

金３，０００，０００円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。ただし、優待対象となっている施設における留学生等の入場料相当額及び本市が提示する対象イベント等における留学生の参加料相当額については、受託候補者の負担ではない。

4 委託業務の内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、本市と協議の上決定するものとする。）

＜主な対象者＞

以下の学校、教育機関に在籍する留学生。ただし、（３）、（５）及び（６）については、在籍する日本人学生を含む。

- ・ 大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短期大学で、京都市内に学生の通うキャンパスを有する大学・短期大学
- ・ 法務省が日本語教育機関として告示で定めたもののうち、京都市内に所在するもの
- ・ 学校教育法その他の法令の規定を満たした専修学校のうち、京都府知事の認可を受けて設置されたもののうち京都市内に所在するもの

（１）入学直後の留学生を対象とした行政ガイダンス等の実施

ア 開催時期

春入学（４月～）及び秋入学（９月～）の時期を中心に、留学生の在籍する大学等からの希望に応じて実施。

イ 内容

- ・ 行政ガイダンスの内容に反映するため、留学生に対し、入学時に必要な支援についてのヒアリングを実施すること。また、留学生の在籍する大学等に対し、学内では支援が難しい内容や求められる情報提供についてのヒアリングを実施すること。
- ・ 留学生の在籍する大学等から行政ガイダンスの開催ニーズを聴取するとともに、日程及び内容等について記載した実施計画を発注者に提示し、調整したうえで、行政ガイダンスを実施すること。また、行政ガイダンスを実施しない大学等についても、ニーズに合わせて情報提供を行うこと。
- ・ 行政ガイダンス受講者にアンケート等を実施し、ガイダンス内容の理解度を確認するとともに、その結果をもとに、留学生によりわかりやすく伝わるよう、適宜ガイダンス内容を変更し、発注者に提案を行うこと。
- ・ 対象校においてガイダンスを実施する際に、適切な情報提供を行うことができる

よう、教職員等を対象とした研修を実施すること。

（２）留学生サポートの実施

ア 開催時期

春入学（４月～）及び秋入学（９月～）の時期を中心に、留学生の在籍する大学等からの希望に応じて実施。

イ 内容

- ・ 入学直後の留学生と一緒に区役所を訪問し、大学等において募集する日本人学生のサポートを得ながら、住民異動届、国民健康保険、国民年金の手続きを行うツアーを実施すること。
- ・ 留学生の在籍する大学等から実施のニーズを聴取するとともに、日程・内容等について記載した実施計画を発注者に提示し、調整したうえで、実施すること。
- ・ 留学生からの問合せや相談に対応できる窓口を設置し、積極的に利用してもらうよう周知を行ったうえで、留学生に対するサポートを随時実施する。

（３）文化施設等への入場優待の実施

ア 対象施設

別途、本市が提示するものとする。

＜参考：令和４年度対象施設＞京都市内１７施設

元離宮二条城、無鄰菴、京都市動物園、京都国際マンガミュージアム、
京都万華鏡ミュージアム、京都市青少年科学センター（プラネタリウム除く）、
京都市学校歴史博物館、大谷大学博物館、京都工芸繊維大学美術工芸資料館、
京都大学総合博物館、梅小路公園朱雀の庭・いのちの森、京都府立植物園、
岩倉具視幽棲旧宅、旧三井家下鴨別邸、京都タワー、ガーデンミュージアム比叡、
京都市京セラ美術館

イ 優待期間

当該年度内の４箇月（令和５年７月、８月、令和６年１月、２月）

※ 施設によっては、期間が異なる場合がある。

ウ 内容

- ・ 対象者が文化施設等の対象施設で入場優待を受ける際に提示するパスを「留学生用」と「日本人学生用」のそれぞれに分けて作成すること。
- ・ パスの仕様について、利用者にわかりやすいデザインとなるよう、発注者、受注者の協議の上作成し、周知方法について学校等と十分に調整を行う。
- ・ 当該年度における、利用者によるパス（画像データ）へのアクセス数（クリック数）を集計し、発注者に速やかに報告する。
- ・ 対象者に対し、パスに関する情報（入手方法、使用方法等）をホームページ等の効果的な方法、手段により周知するとともに、留学生や日本人学生、学校等からの問合せに丁寧かつ迅速に対応し、より多くの対象者に提供できるよう取り組む。
- ・ 優待期間内の１箇月ごとの利用者数を対象施設に問合せ、集計し、別途提示する期限までに発注者に報告する。
- ・ 対象者のニーズや要望を把握したうえで、対象施設や期間の拡大に向けた取り組みを実施する。

（４）本市主催イベント等への無料招待の実施

ア 対象イベント

別途、本市が提示するものとする。ただし、本市が提示するイベントの実施回数及び定員については暫定的なものであり、主催者からの申し出等により、変更される可能性があることに留意すること。

＜参考：令和４年度対象イベント＞

- ・ 市民狂言会
- ・ 京都市交響楽団演奏会
- ・ 京都市立芸術大学音楽学部定期演奏会
- ・ ロームシアター演奏会
- ・ 京都文化博物館別館（ヴァイオリンリサイタル）
- ・ 市立芸術大学 定期演奏会
- ・ エラート 大阪フィル京都公演
- ・ INANORI ミュージックデイ

イ 内容

- ・ ホームページ等の効果的な方法、手段により、イベント内容、申込方法を留学生に対し周知するとともに、留学生や学校等からの問合せに丁寧かつ迅速に対応する。
- ・ ホームページ等の活用により、留学生が容易に各イベントの申込みができる体制を整えるとともに、申込者が定員を超過した場合には必要に応じ選考を行い、招待の対象となる留学生に対し通知を行う。
- ・ 招待する留学生が決定次第、イベント当日に使用する受付表を作成する。
- ・ イベント当日の受付業務を行う。ただし、主催者が不要と申し出た際はこの限りではない。
- ・ イベント終了後、実際に参加した留学生について発注者に報告する。

（５）留学生及び日本人学生の交流事業の実施

- ・ 留学生及び日本人学生がパスを活用し、交流を深める機会を企画し、内容について事前に発注者、受注者協議のうえ、チラシやホームページ等の効果的な方法、手段により、イベント内容、申込方法を対象者に対し周知するとともに、留学生や日本人学生、学校等からの問合わせに丁寧かつ迅速に対応する。
- ・ ホームページ等の活用により、留学生及び日本人学生が容易に各イベントの申込みができる体制を整えるとともに、申込者が定員を超過した場合には必要に応じ選考を行い、招待の対象となる留学生及び日本人学生に対し通知を行う。
- ・ イベント当日の運営業務を行う。
- ・ イベント終了後、実際に参加した留学生及び日本人学生について、速やかに発注者に報告する。

（６）京都ならではの文化芸術や伝統産業に触れる参加体験型プログラムの実施

- ・ 事前に発注者、受注者協議のうえ市内の地域企業や文化芸術関連団体等の協力の下、京都の「文化芸術」や「伝統産業」に着目した参加体験型のプログラムを企画すること。
- ・ プログラムは、前例にとらわれず、京都で学ぶ学生が少人数で京都ならではの「文化芸術」、「伝統産業」の魅力をじっくりと体験でき、卒業後も京都への関心

及び愛着を持ってもらう契機になるような内容とし、本市と協議の上、内容を決定すること。

- ・ プログラムは年間3回程度実施すること。
- ・ ホームページ等の活用により容易にプログラムの申込みができる体制を構築すること。
- ・ 留学生及び日本人学生に対して、事業の内容や申込方法等を効果的に発信すること。
- ・ プログラム参加者を対象としたアンケートを作成するとともに、プログラム終了後、アンケート結果を集約し、別途提示する期限までに発注者に報告する。
- ・ プログラム当日の運営業務を行う。
- ・ プログラム終了後、プログラムの魅力を周知するため、プログラム当日の様子等を効果的な方法で発信すること。

5 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

6 実績報告

委託業務完了後、ただちに委託業務完了届を提出すること。また、委託業務が完了してから30日以内に、事業の実施内容や参加人数等の詳細を記載した実績報告書及び収支報告書を提出すること。

7 支払い方法等

委託料の支払は、原則として、実績報告書の受領後、請求に基づく後払いとするが、受託者から申し出があった場合は、協議し決定することとする。

契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

8 留意事項

- (1) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、京都市個人情報保護条例に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。
- (3) 受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 国内における各種感染症の発症状況を踏まえ、オンラインを積極的に活用するなど柔軟な対応できるよう考慮するとともに、国等の指針及び本市の指示に従い業務を行うこと。